

国会公契第20号
令和6年12月20日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(等級区分)

第4 第2第二号の等級区分は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 一般土木工事

予 定 価 格	等級
8億2,000万円以上	A
3億4,000万円以上 8億2,000万円未満	B
7,000万円以上 3億4,000万円未満	C
7,000万円未満	D

二 アスファルト舗装工事

予 定 価 格	等級
1億4,000万円以上	A
6,000万円以上 1億4,000万円未満	B
6,000万円未満	C

三 造園工事

予 定 価 格	等級
3,000万円以上	A
3,000万円未満	B

四 建築工事

予 定 価 格	等級
8億2,000万円以上	A
3億4,000万円以上 8億2,000万円未満	B
7,000万円以上 3億4,000万円未満	C
7,000万円未満	D

改正前

(等級区分)

第4 第2第二号の等級区分は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 一般土木工事

予 定 価 格	等級
7億2,000万円以上	A
3億円以上 7億2,000万円未満	B
6,000万円以上 3億円未満	C
6,000万円未満	D

二 アスファルト舗装工事

予 定 価 格	等級
1億2,000万円以上	A
5,000万円以上 1億2,000万円未満	B
5,000万円未満	C

三 造園工事

予 定 価 格	等級
2,500万円以上	A
2,500万円未満	B

四 建築工事

予 定 価 格	等級
7億2,000万円以上	A
3億円以上 7億2,000万円未満	B
6,000万円以上 3億円未満	C
6,000万円未満	D

五 電気設備工事		五 電気設備工事	
予 定 価 格	等級	予 定 価 格	等級
2 億3,000万円以上	A	2 億円以上	A
6,000万円以上 2 億3,000万円未満	B	5,000万円以上 2 億円未満	B
6,000万円未満	C	5,000万円未満	C
六 暖冷房衛生設備工事		六 暖冷房衛生設備工事	
予 定 価 格	等級	予 定 価 格	等級
2 億3,000万円以上	A	2 億円以上	A
6,000万円以上 2 億3,000万円未満	B	5,000万円以上 2 億円未満	B
6,000万円未満	C	5,000万円未満	C

附 則

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和7年3月31日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和7年4月1日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。